

新規事業

地域の居場所づくり

支援補助金

~~募集期間 2019年5月13日(月)～7月5日(金)~~

募集期間後も随時申請を受け付けています。

なお、予算額が上限に達した場合、受付を終了することがあります。

磯子区内で新たに空家や空き店舗、住居の空き部屋等を活用した地域交流の場や居場所づくりを進める団体に対して、施設改修や活動のための補助金を交付し支援を行います。

- 🌸 **補助期間** 最大3年間（ただし単年度審査）
- 🌸 **補助対象事業者** 居場所づくりを進める区民を含む複数人で組織される団体
- 🌸 **補助対象経費等** 下表のとおり

	補助対象経費・補助期間等	補助上限額 (補助率)
①	施設改修に伴う、設計・改装・修繕、 その他の工事経費 補助期間のうち1年※	150万円 (3/4)
②	事業活動の実施に伴う運営・活動経費 補助期間最大3年※	50万円 (9/10)
③	予備調査等の経費（簡易耐震診断に係る経費） 1回に限り申請可	10万円 (9/10)

※ 同一年度に①と②に係る経費への補助を申請した場合、補助上限額は併せて150万円となります。

まずは御相談ください！

補助条件など補助金の詳細については区役所区政推進課地域力推進担当（6階5番窓口）または、区ホームページにてご案内しています。

お問合せは募集期間外でも受け付けています。お気軽に御連絡ください。

磯子区役所 地域の居場所づくり支援補助金

検索

磯子区区政推進課地域力推進担当 ☎750-2398 Fax750-2533



補助金の申請について



- **申請期間** ~~5月13日(月)から7月5日(金)まで~~
申請期間以降も随時申請を受け付けています。なお、予算額が上限に達した場合、受付を終了することがあります。
- **申請方法** 申請書類を提出される場合は、**事前に御連絡ください。**事業内容等についてお伺いします。なお、申請書類は**区役所6階区政推進課(5番窓口)までご持参下さい。**
- **申請書類** ①補助金交付申請書、②事業計画書、③収支予算書、
④規約・定款その他これらに関する書類、⑤会員名簿又は役員名簿
①～③は所定の様式があります。当窓口で配付のほか、区ホームページからもダウンロードできます。

申請スケジュール



地域の居場所づくり支援補助金概要



■ 目的

空き家・空き店舗・住居の空き部屋等を活用した多世代の交流、子育て支援、高齢者の生活支援などの地域を活性化する居場所づくりを支援します。

■ 補助対象事業者

区民(在住・在勤・在学)を含む複数人で組織され、継続的に取組みを行っている団体で、次の要件を満たす必要があります。

- ✓ 地域の活性化を目的としていること
- ✓ 空き家・空き店舗・住居の空き部屋等を活用すること
- ✓ 空き店舗の活用については、商店街の了解を得ること
- ✓ 関係法令を順守できること
- ✓ 近隣とのトラブルは、自らの責任において解決が図れること
- ✓ 子どもの居場所づくりについては、保護者、学校、関係機関等とのかかわりあい図れること

■ 補助対象事業

新規に区内の空き家・空き店舗・住居の空き部屋等を活用したコミュニティサロン等の交流事業、居場所事業等の地域を活性化する事業等。ただし次に該当するものは対象外です。

× 対象とならない事業

営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業、政治活動又は宗教活動を目的とした事業、同一の事業で横浜市又は横浜市社会福祉協議会若しくは磯子区社会福祉協議会から補助を受けている事業

※居場所となる施設について、本市で定める耐震基準に適合していることが必要です。

■ 補助対象経費

- (1) 施設の改修等に伴う、設計・改装・修繕その他の工事経費
- (2) 事業活動の実施に伴う経費

消耗品費、印刷費、通信運搬費、交通費、材料費、報償費、保険料、使用料及び賃借料、備品費、食糧費(補助対象経費と認められる額の10分の1以内)、燃料費、委託料、その他

- (3) 事業活動の実施を前提とする予備調査等の経費(簡易耐震診断に係る経費)

■ 補助金額等については表面の表をご覧ください。